

芝山町地域公共交通計画策定支援業務委託（その1）公募型プロポーザル審査基準

1. 審査方針

本業務の受注候補者の選定にあたっては、芝山町地域公共交通計画策定支援業務委託（その1）公募型プロポーザル募集要項並びに芝山町地域公共交通計画策定支援業務委託（その1）特記仕様書（案）等の関係書類をもとに提出された企画提案書等の内容及びプレゼンテーションにより、次の評価項目について審査を実施する。

- (1) 組織の経験及び能力
- (2) 配置予定技術者の保有資格及び業務実績
- (3) 提案金額
- (4) 実施方針
- (5) 企画提案内容
- (6) プレゼンテーション

2. 評価項目及び配点

審査は、100点を満点とし、各評価項目を次のとおり配点する。評価方法については、「4. 各評価項目の採点方法」のとおりとする。

	評価項目	重視するポイント	判断基準	配点	審査者
【客観評価】	① 組織の経験及び能力 (最高5点)	令和4年3月31日から過去5年間に同種業務等を元請けとして完了した業務実績数	参加希望者の同種業務及び類似業務の実績数で順位付けし、実績数が多い順に配点する。	5	芝山町地域公共交通会議事務局
	② 配置予定技術者の保有資格及び業務実績 (最高10点)	技術者資格、その専門分野 ※右記に記載の有する資格によって、得点が3~5点となる。(最高5点)	技術士(総合技術監理部門・建設-都市及び地方計画)の資格を有する場合	5	
			技術士(建設部門・都市及び地方計画)の資格を有する場合	4	
			RCCMを有する場合	3	
	令和4年3月31日から過去5年間に同種業務等を担当として完了した業務実績数	参加希望者(担当者)の同種業務及び類似業務の実績数で順位付けし、実績数が多い順に配点する。	5		
【要件確認】	③ 提案金額 (点数なし)	提案金額の上限を超えていないこと(令和4年度金額及び参考資料となる令和5年度金額も同様)	上限額以下である。	数値化しない	
			上限額を超えている。	失格	
	小計			/15	

【企画提案評価】	④ 実施方針 (最高 5 点)	業務の目的及び内容を適切に反映しているか。	目的、内容、要件等を理解し、適切に実施方針に反映しているか。(業務工程を含む)	5	審査委員
	⑤ 企画提案内容 (最高 65 点)	業務の目的及び内容との整合性が図られているか。	人口動態や地理的要素等、地域特性をよく理解し、それらとの整合性が図られた提案となっているか。	10	
		現状把握及び課題整理を適正に行い、これらを踏まえた対応策の検討及び具体策を提案した地域公共交通策定支援の内容となっているか。	専門的知識、これまでの実績による経験を十分に活かした説得力のある提案内容となっているか。	15	
		公共交通に関する住民ニーズ等を引き出すための手法やノウハウを有し、それらを具体的に提案できているか。	効果的な町民アンケート等が実施できるか(工夫がみられるか)。また、それらの収集した内容をどのように活かして目指すべき方向性の素案内容に結び付けているのか。	20	
		まちづくり計画と連動する芝山町のこれからの変化を意識した計画策定支援に係る内容となっているか。	まちのこれからの変化を捉えた提案となっているか。(計画内容をイメージできているか)	20	
小計			/70		
【企画提案評価】	⑥ プレゼンテーション (最高 15 点)	提案内容の分かりやすさや説得力、取り組み姿勢等		15	審査委員
小計			/15		
合計			/100		

3. 各評価項目の審査ポイント

① 組織の経験及び能力

令和 4 年 3 月 31 日から過去 5 年間に同種業務(地方公共団体又は地方公共団体が設置する協議

会が発注した、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づく地域公共交通計画又は地域公共交通網形成計画)の実績等を有しているか。さらに、類似業務(地方公共団体又は地方公共団体が設置する協議会が発注した、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づく地域公共交通計画又は地域公共交通網形成計画の策定や調査に係る業務で、「同種業務」に該当しないもの)の実績を有しているか。

② 配置予定技術者の保有資格及び業務実績

業務主任技術者及び担当技術者の有している技術者資格、その専門分野の内容について審査する。

業務主任技術者又は担当技術者は、技術士(総合技術管理部門・建設-都市及び地方計画、又は建設部門・都市及び地方計画)の資格を有し、技術士法による登録を行っているか。あるいは、RCCM資格を有しているか。

業務主任技術者及び担当技術者が令和4年3月31日から過去5年間に同種業務(地方公共団体又は地方公共団体が設置する協議会が発注した、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づく地域公共交通計画又は地域公共交通網形成計画)の実績等を有しているか。さらに、類似業務(地方公共団体又は地方公共団体が設置する協議会が発注した、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づく地域公共交通計画又は地域公共交通網形成計画の策定や調査に係る業務で、「同種業務」に該当しないもの)の実績を有しているか。

③ 提案金額

提案金額が提案限度額以下であるか審査する。

④ 実施方針

本業務の理解度と基本的な考え方、及び推進体制を審査する。また、工程等を検証し、支障等が無いかを審査する。

- ・業務の理解度は十分か。特記仕様書(案)を踏まえた内容となっているか。
- ・サポート体制の構築が十分か。
- ・業務フローや工程計画について、業務を安定して進めることが見込めるか。
- ・確実に履行ができる余裕のあるスケジュールとなっているか。
- ・発注者側の意見を組み入れる機会が十分設けられているか。

⑤ 企画提案内容

企画提案の内容については、特記仕様書(案)における特に重要な項目について審査する。

- ・計画策定区域における人口動態や地理的要素等、地域特性との整合性が図られているか。
- ・特記仕様書(案)記載の調査、分析、整理、検討等を適切に実施し、これらを踏まえた計画策定支援内容となっているか。
- ・町民アンケート調査や既存交通利用者アンケート調査等に関して、具体的かつ効果的な実施手法が示されているか。また、その他町民ニーズの把握の手法等が示されているか。
- ・特記仕様書(案)記載の内容が漏れなく組み込まれているか。

《重要な項目》

- 芝山町都市計画マスタープランをはじめとした芝山町の今後のまちづくり計画の理解度
- 地域特性の理解度
芝山町の現状を踏まえつつ、今後の変化に対応した地域公共交通の適正配置について、提案者独自の知識、ノウハウ等の提案を期待する。
- 町民ニーズの把握
提案者独自の知識、ノウハウ等を有した効果的なアンケート調査等の提案を期待する。

⑥ プレゼンテーション

提案内容の分かりやすさや説得力、実現性、取り組み姿勢等について審査する。

4. 各評価項目の採点方法

評価項目①から③については、判断基準に基づき芝山町地域公共交通会議事務局が採点する。

評価項目④から⑥については、評価項目ごとに5段階で審査委員により採点する。

評価項目④から⑥の評価にあたっては、「十分である」を基準とし、それよりもどの程度優れているか、劣っているかを判断するものとする。

評価	満点 5 点	満点 10 点	満点 15 点	満点 20 点
極めて優れている	5	10	15	20
優れている	4	8	12	16
十分である	3	6	9	12
劣る	2	4	6	8
著しく劣る	1	2	3	4

評価項目④から⑥の得点は、審査委員 5 名の平均得点を算出（小数点第 2 位以下切り捨て）し、評価項目①から③の得点を加えた点数を合計得点とする。

5. 受注候補者の選定

合計得点が最も高い提案者を本業務の受注候補者に選定する。合計得点と同点の場合は、審査項目⑤の得点が高い提案者を上位として選定する。さらに同点の場合は、審査項目⑥、審査項目④の順に得点の高い提案者を上位とする。

また、評価項目①及び②の小計において 9 点/15 点以上、評価項目④及び⑤の小計において 42 点/70 点以上、かつ、評価項目①から⑥までの合計において 60 点/100 点以上得点しなければ、受注候補者として選定しないものとする。